

統計調査のオンライン化と政府統計共同利用システム等について

1 「電子政府構築計画」

- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（注1）において決定（＝閣議決定に準じたもの）された各種のIT戦略や計画に基づき、2003年（平成15年）7月にCIO連絡会議（注2）において決定。

（注1）高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づき設置されたもの。全閣僚及び有識者によって構成。通称「IT戦略本部」又は「IT総合戦略本部」。

（注2）各府省のCIO（Chief Information Officer：最高情報責任者）等（＝官房長等）により構成。

- 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的とする計画。
- 府省共通分野と個別分野でそれぞれ最適化計画を策定することを規定。
- 「統計調査等業務」は府省共通分野のひとつ。

2 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」のオンライン化関係部分

- 当該計画は、「電子政府構築計画」に基づき、2006年（平成18年）3月にCIO連絡会議において決定。その後、随時改定。
- 最適化の基本理念は次のとおり。

- ① 調査対象者の負担の軽減を図りつつ、利便性の高い、秘密の保護に留意した報告方法を提供し、統計の精度向上に寄与すること。
- ② 行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計の利用環境を、国際的な標準の動向を踏まえつつ整備し、行政機関内の情報共有及び国民等への情報提供の充実を図ること。
- ③ 各府省で整備する情報システムの集約を図り、政府全体として効率的なシステム投資を図るとともに、システム運用業務の効率化を図ること。
- ④ 統計の精度確保に留意し、業務処理方法の見直し、外部委託等による業務の簡素化・合理化を図り、公表の早期化に努めること。

- 統計調査のオンライン化関係部分の概要は次のとおり。

【総論部分】

◆ 目的

- ・ 調査対象者の負担の軽減
- ・ 利便性の高い、秘密の保護に留意した申告方法の提供
- ・ 統計の精度向上
- ・ 各府省で整備する情報システムを集約し、政府全体として効率的なシステム投資及びシステム運用業務の効率化

◆ オンライン化の対象等（総論）

- 次の区分に応じて、各統計調査の実施周期に応じて、現行の調査方式と併用又は代替が可能なオンライン調査を順次導入するものとする。

郵送調査	原則すべて
調査員調査	調査対象者の特性、円滑な事務の遂行及び費用対効果の観点からオンライン化がなじまないものを除き

【各論①】国民、企業等を対象とする統計調査（国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査を除く。）のオンライン化

（１）調査機能関係

- ◆原則：各府省は、統計調査をオンラインにより行う場合は、各府省共同利用型のオンライン調査システムの認証機能、オンライン調査機能その他必要な機能を利用するものとする。
- ◆例外：円滑な事務の遂行及び費用対効果の観点から、電子メールなどを利用する場合にあつては、調査票情報の保護の観点から、パスワードなどのセキュリティ対策を十分講じることとし、その限りにおいて、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム以外を利用することもやむを得ないこととする。そのような統計調査においても、調査の実施に当たっては、その都度、インターネット環境を踏まえたセキュリティ対策上の不備がないかの見直しを行うとともに、引き続き政府統計共同利用システムのオンライン調査システムの利用可能性についても検討するものとする。

（２）連携システム・既存調査システムについて

- 各府省は、オンライン調査システムと連携するため必要となる審査、分析等を行うシステムの改修等の必要な措置を講ずるとともに、オンライン調査機能を有する各府省の既存システムについて、各システムのライフサイクル等に応じ、機能の全部又はオンライン調査システムと重複する機能若しくは業務の見直しにより同システムに移行可能な機能を廃止し、同システムに順次移行する。

（３）その他留意点

- 統計調査のオンライン化に係る各府省の既存システムにおける機能拡充や新規システムの開発等のシステム整備は、セキュリティ対策その他緊急に対処が必要なもの等、今後、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムの利用に移行することを踏まえて行うものとする。

【各論②】国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査のオンライン化

- ◆原則：原則すべての統計調査について、各府省は、業務の特性に応じ、電子メール、電子文書交換システム又は府省共通のシステムを用い、霞が関WAN及び総合行政ネットワーク（L GWAN）を通じてオンライン化するものとする。調査対象者に霞が関WANワン及び総合行政ネットワーク（L GWAN）に接続していない団体・機関を含む統計調査については、当該団体・機関に対し、調査事項を記録した磁気媒体を送付することにより調査するものとし、原則として、紙媒体の調査票による調査を行わないものとする。

なお、既にオンライン調査を導入している人口動態調査オンライン報告システム（厚生労働省）については、引き続き統計調査のオンライン化を推進するものとする。

3 政府統計共同利用システム

- 政府全体で取り組んでいる業務・システム最適化の一環（統計調査等業務の業務・システム最適化）として、総務省が中心となって整備（平成 18～19 年度）。
- 13 のサブシステム群から構成され、「オンライン調査システム」はその一つ。「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に挙げられた「各府省共同利用型のオンライン調査システム」とは、本システム中のオンライン調査システムを指す。
- （独）統計センターが運用管理機関
- 平成 20 年から、第Ⅰ期のシステムを運用開始
- 平成 25 年から、第Ⅱ期のシステムを運用開始（※平成 23 年度から設計開発）

医療施設調査及び患者調査におけるオンライン化に係る答申での 指摘とその対応状況

区 分	答申における対応状況への評価等	答申における「今後の課題」
平成 14 年 6 月 答申	—	<p>(3) 両調査へのオンライン調査の導入</p> <p>両調査については、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減の観点から、医療分野における情報化の進展や調査実施者におけるこれまでの検討結果を踏まえ、オンライン調査の導入について引き続き検討する必要がある。</p>
平成 17 年 3 月 答申	—	<p>(1) 両調査に共通する事項</p> <p>医療施設調査及び患者調査については、前回答申において、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減の観点から、オンライン調査の導入について検討を行う必要があると指摘したところである。</p> <p>このことについては、政府が電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）に基づき、平成 17 年度末までに策定を予定している統計調査等業務の業務・システムに係る最適化計画に合わせて、両調査におけるオンライン調査の導入について検討を行う必要がある。</p>
平成 20 年 4 月 答申	—	<p>(3) 両調査共通</p> <p>今回調査では、政府統計共同利用システムを利用し、オンライン調査を導入することとしていないが、統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）の趣旨を踏まえ、次回調査においては、郵送調査に加えて、政府統計共同利用システムを利用し、オンライン調査も可能とする仕組みを導入する必要がある。</p>
平成 23 年 4 月 答申 【医療施設調査】	<p>2. 理由等</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>厚生労働省は、本調査の調査票のうち、病院票について、政府統計共同利用システム（以下「共同システム」という。）を用いたオンライン調査を導入することを計画している。</p> <p>これについては、本調査に係る前回の統計委員会の答申（平成 20 年 4 月 14 日付け府統委第 54 号）において、今後の課題とされた事項に対応するものであ</p>	<p>上記 2（2）のとおり、今回、一般診療所票及び歯科診療所票について、共同システムを用いたオンライン調査の導入を見送ることは、やむを得ない。</p> <p>しかしながら、オンライン調査には、回答時のチェック機能の活用による回答の正確性の確保や経路機関の負担軽減、報告者の利便性の向上といった利点があると考えられることから、積極的に推進すべきである。</p> <p>したがって、今後、一般診療所票及び歯科診療所票についても共同システムを用いたオ</p>

	<p>り、適当である。</p> <p>なお、一般診療所票及び歯科診療所票については、従来どおり、紙媒体の調査票の郵送により調査を実施（注）することとしている。</p> <p>本調査では、地方公共団体が、審査事務の一環として、提出された調査票と手持ちの台帳との照合を行っているが、現在の共同システムには、この照合作業を円滑に行うための機能までは組み込まれていない。このため、報告者数が病院票（約 8,700）に比べてはるかに多い一般診療所票（約 10 万 1200）及び歯科診療所票（約 6 万 9000）も含めて一斉にオンライン調査を導入すると、審査を行う地方公共団体の事務負担が急激に増加するおそれ大きい。</p> <p>したがって、病院票以外について、オンライン調査の導入を見送ることはやむを得ない。</p> <p>（注）厚生労働省ホームページから電子調査票をダウンロードし、入力した電子調査票を電磁的記録媒体に保存して、郵送提出する方法については、従来から選択可能である。</p>	<p>ンライン調査を導入することに関して、共同システムの改修状況や病院票におけるオンライン調査の利用実績等を踏まえて検討を進める必要がある。</p>
<p>平成 23 年 4 月 答申 【患者 調査】</p>	<p>—</p>	<p>(3) 今後の課題</p> <p>イ オンライン調査の導入</p> <p>今回、患者調査は、従来どおり、紙媒体の調査票の郵送により実施（注）することとしており、政府統計共同利用システム（以下「共同システム」という。）を用いたオンライン調査の導入は見送られている。</p> <p>これは、共同システムの機能の制約を理由としており、現時点ではやむを得ないと考えられるが、オンライン調査には、回答時のチェック機能の活用による回答の正確性の確保や経路機関の負担軽減、報告者の利便性の向上といった利点があると考えられることから、積極的に推進すべきである。</p> <p>したがって、今後、患者調査における共同システムを用いたオンライン調査の導入について、共同システムの改修状況等を踏まえて検討を進める必要がある。</p> <p>（注）厚生労働省ホームページから電子調査票をダウンロードし、入力した電子調査票を電磁的記録媒体に保存して、郵送提出する方法については、従来から選択可能である。</p>

医療施設調査及び患者調査関係年表

	共通		オンライン化関係(指摘と対応)		共同利用システム	備考
	(医療施設)	(患者)	(医療施設)	(患者)		
H14	諮問(4.12) 答申(6.14) 調査(10.1)	諮問(4.12) 答申(6.14) 調査(10or9)	「OL調査導入について要検討」	(同左)		
H15	公表(12.15)	公表(12.25)				
H16						
H17	諮問(1.14) 答申(3.11) 調査(10.1)	諮問(1.14) 答申(3.11) 調査(10or9)	「最適化計画に合わせてOL調査の導入について要検討」	(同左)		
H18	公表(11.30)	公表(12.7)			最適化計画決定(3.31) 設計・開発(→)	
H19					試行運用(→)	
H20	諮問(1.21) 答申(4.14) 調査(10.1)	諮問(1.21) 答申(4.14) 調査(10or9)	「最適化計画の趣旨を踏まえ、共同利用システムを利用し、OL調査も可能とする仕組を要導入」	(同左)	本格運用(→)	
H21	公表(11.26)	公表(12.3)				
H22	諮問(12.17)	諮問(12.17)	「病院票について、OL調査導入を計画」			
H23	答申(4.22) 調査(10.1)	答申(4.22) 調査(10or9)	「病院票でのOL調査導入は適当」 「病院票以外でOL調査見送りはやむを得ない」 「共同利用システムの改修状況や病院票における利用実績等を踏まえて検討を要推進」	「OL調査、積極的に推進すべき」 「共同利用システムの改修状況等を踏まえて検討を要推進」	設計・開発・試行運用(→)	
H24	公表(11.20)	公表(11.27)				
H25	諮問(12.13)	諮問(12.13)	「病院票以外におけるOL調査の導入見送り」	「病院関係調査票においてOL調査導入を計画」	本格運用(→)	
H26						